

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令
概要	大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置届出等があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるとき、特定工場等における指定ばい煙の処理方法の改善等について命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第9条の2
処分基準	大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	